

第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

計画の進捗状況の点検及び見直しは浜田市保健医療福祉協議会において行い、必要に応じて地域福祉専門部会を開催します。

2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民・ボランティア・NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自分が住む地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題について自分たちで考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

(3) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

行政と協働して、本計画の推進役を担っています。計画の推進において、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

今後、地区社協ごとに話し合いの機会を持ち、地域の住民やその他の団体を交えて意見交換等を行いながら、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

(5) 行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政のさまざまな分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

